証券コード：8424

第52期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時	2021年６月23日（水曜日）午前10時 （受付開始：午前９時）
開催場所	東京都千代田区麹町一丁目６番４号 住友不動産半蔵門駅前ビル2階 「ベルサール半蔵門」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」を ご参照ください。)
議案	第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役10名選任の件 第３号議案　監査役３名選任の件

FUYO LEASE
芙蓉総合リース株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身のご体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、併せてご検討くださいますようお願い申し上げます。

【目　次】

第52期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
事業報告…… 16
連結計算書類…… 44
計算書類…… 46
監査報告…… 48

スマート招集
本招集通知は、PC・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/8424/?qr2

(証券コード8424)
2021年６月１日

株　主　各　位

東京都千代田区麹町五丁目１番地１
芙蓉総合リース株式会社
取締役社長　辻　田　　泰　徳

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３～４頁に記載のご案内に従って議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2021年６月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2 場　　所	東京都千代田区麹町一丁目６番４号 住友不動産半蔵門駅前ビル２階　「ベルサール半蔵門」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項　１．第52期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第52期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役10名選任の件 第３号議案　監査役3名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

4 招集にあたっての決定事項	⑴議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。 ⑵代理人によるご出席の場合は、議決権を有する当社の他の株主の方１名を代理人にご指定のうえ、同封の議決権行使書用紙とともに代理権を証する書面をご提出ください。
5 株主総会参考書類及び招集通知提供書面に関する事項	⑴招集通知で提供すべき株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、５頁から53頁までに記載のとおりです。 ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fgl.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。 ①事業報告の「新株予約権の状況」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」 なお、監査役及び会計監査人は、上記ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。 ⑵株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、本株主総会会場では、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年６月23日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年６月22日（火曜日）
午後５時20分到着分まで



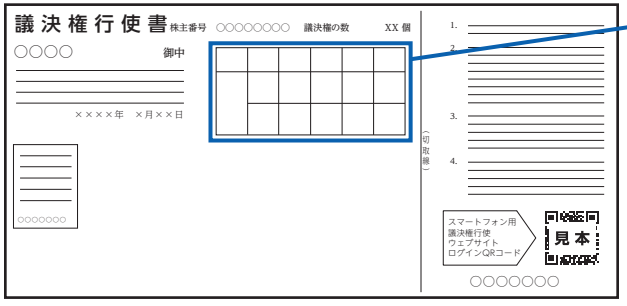
インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月22日（火曜日）
午後５時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２.３号各議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

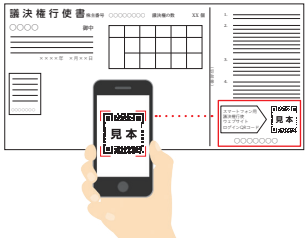
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

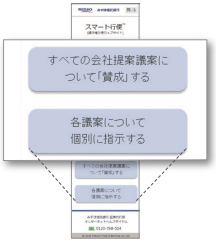
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

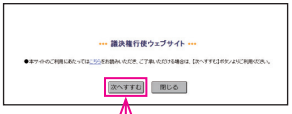
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

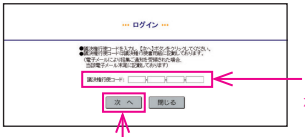
議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

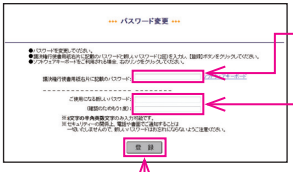
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入入ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社グループは、「業績及び目標とする経営指標等を勘案し、確固たる経営基盤、財務体質の強化を図るべく、株主資本の充実に努めるとともに、長期的かつ安定的な配当の継続により、株主の皆様への利益還元に努める」ことを利益配分の基本方針としております。

当社基本方針に基づき、2020年度業績及び中期経営計画の進捗状況を踏まえ、１株当たりの配当金を期初配当予想から20円増配の130円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として110円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、１株当たり240円となります。

⑴　配当財産の種類

金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

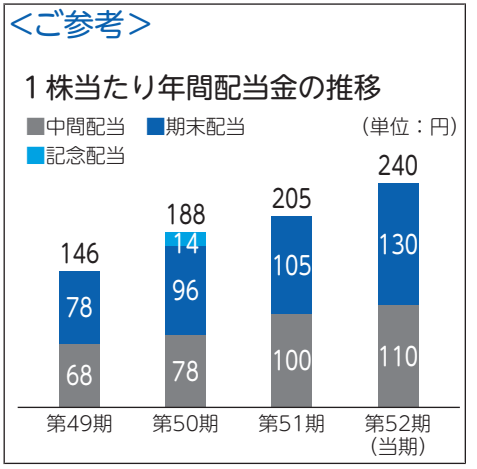
当社普通株式１株につき金130円

総額　　3,912,171,250円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月24日

<ご参考>



２．その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、優良営業資産取得のための資金に充当するなど、今後の経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　6,000,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　6,000,000,000円

第2号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営基盤及びコーポレートガバナンスの一層の向上・強化を図るため取締役2名を増員（社外取締役は1名増員）し、取締役10名（うち社外取締役4名）の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1 再任	佐藤（さとう） 隆（たかし）	取締役会長（代表取締役）	100% (12回/12回)
2 再任	辻田（つじた） 泰徳（やすのり）	取締役社長（代表取締役）	100% (12回/12回)
3 再任	風間（かざま） 省三（しょうぞう）	取締役副社長（代表取締役） 会社業務全般補佐、人事部・総務部・金融法人部・ウエルスマネジメント推進部の各所管業務	100% (12回/12回)
4 新任	織田（おだ） 寛明（ひろあき）	副社長執行役員 営業部門統括、ビジネスクリエーション部・営業推進第一部・営業推進第二部・営業推進第三部、国内営業部店の各所管業務	—
5 再任	細井（ほそい） 聡一（そういち）	専務取締役 企画・管理部門統括、ＩＲ、情報管理統括、リスク統括、グループガバナンス統括、コンプライアンス統括	100% (12回/12回)
6 再任	髙田（たかだ） 桂治（けいじ）	専務取締役 海外部門統括、国際業務部・国際戦略投資部・国際営業推進部・国内営業部店の各所管業務	100% (10回/10回)
7 再任	一色（いっしき） 誠一（せいいち）	取締役　社外取締役　独立役員	100% (12回/12回)
8 再任	市川（いちかわ） 秀夫（ひでお）	取締役　社外取締役　独立役員	100% (12回/12回)
9 再任	山村（やまむら） 雅之（まさゆき）	取締役　社外取締役　独立役員	100% (12回/12回)
10 新任	松本（まつもと） 博子（ひろこ）	—　社外取締役　独立役員	—

（注）髙田桂治氏は、2020年６月23日付で取締役に就任したため、他の取締役と出席対象となる取締役会の回数が異なります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>さ　とう　　たかし
佐　藤　　隆
(1953年３月18日生)

再任</td><td>1977年４月　株式会社富士銀行 入行
2006年３月　株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員（2009年３月退任）
2009年５月　当社副社長執行役員
2009年６月　当社取締役副社長　副社長執行役員
当社代表取締役（現任）
2009年11月　当社取締役社長　社長執行役員
2016年４月　当社取締役会長
現在に至る</td><td>10,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
みずほフィナンシャルグループにおける豊富な業務経験と経営経験を有し、また、2009年からは、当社取締役副社長兼副社長執行役員、取締役社長兼社長執行役員として、業務全般を統括するなど業務全般を熟知し、経営経験も豊富な人物であります。業務統括者としての実績を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>つじ　た　やす　のり
辻　田　泰　徳
(1956年６月28日生)

再任</td><td>1981年４月　株式会社富士銀行 入行
2013年６月　株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役副社長（代表取締役）（2014年６月まで）
2013年11月　株式会社みずほ銀行 取締役副頭取（2015年３月まで）
2014年６月　株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役兼執行役副社長（代表執行役）（2015年３月まで）
2015年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役（2015年6月退任）
2015年５月　当社副社長執行役員
2015年６月　当社取締役副社長　副社長執行役員
当社代表取締役（現任）
2016年４月　当社取締役社長　社長執行役員
現在に至る</td><td>5,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
みずほフィナンシャルグループ取締役副社長、みずほ銀行取締役副頭取を務めるなど、金融機関の経営経験を有し、また、2015年からは、当社取締役副社長兼副社長執行役員、取締役社長兼社長執行役員を務め業務全般を統括するなど経営経験も豊富な人物であります。業務統括者としての実績を踏まえ、また、その経験と知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かざ　ま　しょう　ぞう 風　間　省　三 (1956年４月５日生)  再任	1979年４月　株式会社富士銀行 入行 2006年３月　株式会社みずほ銀行 執行役員新橋支店長 2009年４月　みずほ総合研究所株式会社 常務執行役員事業本部長（2010年４月退任） 2010年５月　当社専務執行役員 2010年６月　当社専務取締役　専務執行役員 2014年４月　当社代表取締役（現任） 2018年４月　当社取締役副社長　副社長執行役員 現在に至る	5,600株
	（取締役候補者とした理由） 2010年より、当社専務取締役兼専務執行役員として、人事、総務、財務、審査等を担当するほか企画・管理部門全体を統括するなど豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2018年4月からは、当社取締役副社長兼副社長執行役員として、業務全般について社長を補佐しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。		
4	お　だ　ひろ　あき 織　田　寛　明 (1963年1月26日生)  新任	1986年４月　株式会社富士銀行 入行 2009年５月　株式会社みずほ銀行 神田支店神田法人部長 2011年６月　同行九段支店九段第一部長 2013年４月　株式会社みずほコーポレート銀行　営業第十一部長 2014年４月　株式会社みずほ銀行　執行役員営業第十一部長（2016年4月退任） 2016年５月　当社常務執行役員 2021年４月　当社副社長執行役員 現在に至る	4,100株
	（取締役候補者とした理由） 2016年より、当社常務執行役員として営業部門を担当するほか、中期経営計画の中核となる新領域の拡大推進のためのM&A業務等を担当するなど豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>ほそ　い　そう　いち
細　井　聡　一
(1960年２月21日生)

再任</td><td>1983年４月　株式会社富士銀行 入行
2013年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員財務企画部長（2014年４月退任）
株式会社みずほ銀行 執行役員財務企画部長（2014年４月退任）
株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員財務企画部長（2013年７月まで）
2014年４月　当社常務執行役員
2014年６月　当社常務取締役　常務執行役員
2020年４月　当社専務取締役　専務執行役員
現在に至る</td><td>2,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
みずほフィナンシャルグループにおける財務、経理業務等の豊富な業務経験を有しております。2014年より、当社常務取締役兼常務執行役員として、財務、経理、IRのほか経営企画部門を担当し、また、2020年からは、当社専務取締役兼専務執行役員として同部門を統括するなど、豊富な業務経験を有しており、業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>たか　だ　けい　じ
髙　田　桂　治
(1960年10月５日生)

再任</td><td>1984年４月　株式会社富士銀行 入行
2010年５月　株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十三部長（2012年３月退任）
2012年４月　当社コーポレート営業部長
2014年４月　当社執行役員　コーポレート営業部長
2016年４月　当社常務執行役員
2020年４月　当社専務執行役員
2020年６月　当社専務取締役　専務執行役員
現在に至る
（重要な兼職の状況）
Fuyo General Lease(USA)Inc.　Chairman&CEO
Fuyo General Lease (HK) Ltd.　Chairman
Fuyo General Lease(Asia)Pte.Ltd. Director
芙蓉綜合融資租賃（中国）有限公司　董事長兼法定代表者</td><td>900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
2014年より、当社執行役員として営業部門を担当するほか、みずほフィナンシャルグループにおける海外勤務経験を活かし、2020年からは、当社専務取締役兼専務執行役員として中期経営計画の戦略分野である国際部門等を担当するなど豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験と知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>いっ しき せい いち
一 色 誠 一
(1948年９月８日生)

再任　社外取締役
独立役員</td><td>1972年４月　日本石油株式会社 入社
2008年４月　株式会社ENEOSセルテック　代表取締役社長
2012年６月　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（現 ENEOS株式会社）　代表取締役社長 社長執行役員
ＪＸホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）　取締役
2014年６月　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（現 ENEOS株式会社）　顧問（2016年６月退任）
2015年６月　当社取締役
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
一色誠一氏は、JX日鉱日石エネルギー株式会社代表取締役社長のほか、JXホールディングス株式会社取締役、株式会社ENEOSセルテック代表取締役社長を歴任されております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営陣・主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映していただくとともに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から適切な助言をいただくことを期待しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>いち かわ ひで お
市 川 秀 夫
(1952年３月18日生)

再任　社外取締役
独立役員</td><td>1975年４月　昭和電工株式会社 入社
2011年１月　同社代表取締役社長　社長執行役員、最高経営責任者(CEO)
2017年１月　同社代表取締役会長
2018年６月　当社取締役
2020年３月　昭和電工株式会社　取締役　取締役会議長（現任）
現在に至る

（重要な兼職の状況）
昭和電工株式会社　取締役　取締役会議長</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
市川秀夫氏は、昭和電工株式会社の代表取締役社長兼社長執行役員及び代表取締役会長並びに取締役　取締役会議長として、長年企業経営に携わっております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営陣・主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しいていただくとともに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から適切な助言をいただくことを期待しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td>9</td><td>やま　むら　まさ　ゆき
山　村　雅　之
(1953年３月30日生)

再任　社外取締役
独立役員</td><td>1978年４月　日本電信電話公社 入社
2008年６月　東日本電信電話株式会社　常務取締役　東京支店長
2009年６月　同社常務取締役ネットワーク事業推進本部長
2012年６月　同社代表取締役社長
2018年６月　同社相談役（現任）
2019年６月　当社取締役
現在に至る

（重要な兼職の状況）
東日本電信電話株式会社　相談役
一般社団法人　電気通信協会　会長</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="4">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
山村雅之氏は、東日本電信電話株式会社の代表取締役社長や一般社団法人の会長を歴任されております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営陣・主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映してただくとともに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から適切な助言をいただくことを期待しております。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>まつ　もと　ひろ　こ
松　本　博　子
(1960年4月25日生)

新任　社外取締役
独立役員</td><td>1983年４月　株式会社東芝 入社
2012年４月　同社デザインセンター　戦略デザイン推進部　主幹（2014年3月退任）
学校法人女子美術大学　特任教授
2014年４月　同大学教授（現任）
2015年６月　株式会社アイシス　取締役（2019年5月退任）
2017年６月　学校法人女子美術大学　キャリア支援センター長（2019年5月退任）
2019年６月　同大学芸術学部長（2021年5月退任予定）
同大学理事（現任）
2021年６月　同大学副学長（就任予定）
同大学研究所長（就任予定）
現在に至る</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="4">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
松本博子氏は、株式会社東芝勤務を経て、学校法人女子美術大学理事及び同大学副学長・教授・研究所長として学校運営・教育に携わっております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営陣・主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見や人材育成やダイバーシティなど幅広い視点を取締役会に適切に反映していただくとともに、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から適切な助言をいただくことを期待しております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．一色誠一氏、市川秀夫氏、山村雅之氏及び松本博子氏は、社外取締役候補者であります。
３．一色誠一氏、市川秀夫氏及び山村雅之氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その就任期間は、本総会終結の時をもって、一色誠一氏が６年、市川秀夫氏が３年、山村雅之氏が２年となります。
４．当社は、一色誠一氏、市川秀夫氏及び山村雅之氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令が規定する最低責任限度額まで限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、松本博子氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者は、本議案が原案どおり承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、当社の役員である被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が塡補対象とされております。なお、次回更新時には同様の内容で当該保険契約を更新する予定であります。
６．当社は、一色誠一氏、市川秀夫氏及び山村雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。一色誠一氏はＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）の元社長であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の１％未満です。市川秀夫氏は昭和電工株式会社の取締役　取締役会議長であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1％未満です。山村雅之氏は東日本電信電話株式会社の相談役であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1％未満です。また、同氏は一般社団法人電気通信協会の会長であり、当社は同法人との取引はございません。松本博子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏は学校法人女子美術大学理事であり、当社は同学校法人との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の１％未満です。
７．各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、事業報告の「２．会社の現況 (3)会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役須田　茂氏、沼野輝彦氏、及び神内昌宏氏は任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>すだ　しげる
須田　茂
(1958年９月12日生)

再任</td><td>1981年４月　当社入社
1999年８月　当社国際業務室長
2009年３月　当社監査室長
2017年６月　当社常勤監査役
現在に至る</td><td>2,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（監査役候補者とした理由）
1981年より、当社グループの一員として、国際業務や監査業務に携わる等、豊富な実務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2017年からは、当社監査役として独立した客観的な立場において適切な判断のもと、経営陣に対して適切な意見をいただいております。その経験や知見を活かした実践的な視点からの監査により、監督機能の強化が期待できることから、引き続き監査役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>よねかわ　たかし
米川　孝
(1958年６月５日生)

新任　社外監査役
独立役員</td><td>1982年４月　安田火災海上保険株式会社（現　損害保険ジャパン株式会社）入社
2016年４月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現　損害保険ジャパン株式会社）取締役常務執行役員　関西第一本部長
2018年４月　同社専務執行役員　関西第一本部長
2020年４月　損害保険ジャパン株式会社　副社長執行役員（2020年6月退任）
６月　ＴＰＲ株式会社　監査役（現任）
７月　安田日本興亜健康保険組合　理事長（現任）
７月　健康保険組合連合会東京連合会　会長（現任）
現在に至る
（重要な兼職の状況）
ＴＰＲ株式会社　監査役
安田日本興亜健康保険組合　理事長
健康保険組合連合会東京連合会　会長</td><td>100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外監査役候補者とした理由）
米川　孝氏は、現　損害保険ジャパン株式会社の取締役常務執行役員、副社長執行役員等を歴任されており、保険業務等リスクマネジメント全般に精通しております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、独立した客観的な立場から適切な監査を遂行していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	い もと ひろし 井 本 裕 (1957年９月10日生)  新任　社外監査役　独立役員	1981年４月　日本輸出入銀行（現　株式会社国際協力銀行）入行 2008年10月　国際協力銀行　国際経営企画部長兼国際経営企画部経営管理室長 2011年１月　同　西日本統括審議役 ７月　同　産業ファイナンス部門　西日本総代表 2012年４月　株式会社国際協力銀行　常勤監査役（2016年６月退任） 現在に至る	0株
	（社外監査役候補者とした理由） 井本　裕氏は、国際協力銀行の国際経営企画部門、産業ファイナンス部門を経て、2012年からは同行の常勤監査役を歴任されており、国際分野を含む金融全般に精通しております。同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、独立した客観的な立場から適切な監査を遂行していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．米川　孝氏及び井本　裕氏は、社外監査役候補者であります。
３．当社は、須田　茂氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令が規定する最低責任限度額まで限定する契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、米川　孝氏及び井本　裕氏が選任された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
４．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者は、本議案が原案どおり承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、当社の役員である被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が塡補対象とされております。なお、各候補者の任期途中に同様の内容で当該保険契約を更新する予定であります。
５．米川　孝氏及び井本　裕氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。米川　孝氏は2020年6月まで損害保険ジャパン株式会社の副社長執行役員であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1％未満です。同氏は安田日本興亜健康保険組合の理事長であり、当社は同組合との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1％未満です。また、同氏は健康保険組合連合会東京連合会の会長であり、同連合会の上位団体である健康保険組合連合会との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1％未満です。

以　上

【社外役員の独立性に関する基準】

当社取締役会は、当社の社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます）が次のいずれかに該当する場合、独立性の要件を満たしていないと判断します。

1. 当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます）の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）
5. 当社の大株主又はその業務執行者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（近親者とは二親等以内の親族をいいます）が上記1から7までのいずれか（4及び5を除き、重要なものに限ります）に該当する者
9. 過去３年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 上記1から7において、当社が独自の判断として、独立性を判断する基準は以下のとおりとします。
    なお、形式的に独立性に抵触する場合であっても、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認める場合があります。
    （1）過去において、上記1に該当している者は、会社法第2条の定める社外役員の適格性を満たす場合、独立性を認めます。
    （2）上記2及び3における、「主要な取引先」の解釈は、役務の提供等に伴う金銭その他の財産授受に関し、継続して（継続が見込まれる場合を含みます）、直近の事業年度の年間連結総売上高の1％以上となる取引がある場合には主要な取引先とみなします。
    （3）上記4における「多額の金銭その他の財産を得ている」基準は、過去３年平均により年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているか否かにより、独立性を判断します。
    （4）上記5における「大株主」とは、議決権比率が10％を超える株主をいいます。
    （5）上記6の「寄付を行っている先又はその業務執行者」において、過去3年間平均により年間1,000万円を超える寄付を行っている場合には、独立性に疑義があるものとみなします。
    （6）上記7の「相互就任の関係にある先」のうち、双方が継続して相互に選任し、かつ、当社出身以外の社外役員が複数人存在しない場合など、密接な関係が認められる場合には、独立性に疑義があるものとみなします。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　事業の経過及び成果

①　経済環境

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の抑制などにより、厳しい状況が続きました。政府の経済対策の効果もあり一部で景気持ち直しの動きも見られましたが、緊急事態宣言の再発令など未だ収束時期が見通せない中で、先行きに対する不透明感が増す状況になっております。

リース業界におきましては、2020年度のリース取扱高は前年度比14.1％減少して４兆5,517億円（公益社団法人リース事業協会統計、速報値）となりました。

②　企業集団の状況

こうした環境の下、当社グループは、2017年度～2021年度を対象期間とする中期経営計画「Frontier Expansion 2021」に取り組んでおります。中期経営計画の４年目となる2020年度もコーポレートスローガンである『前例のない場所へ。』の実践を通じ、新しいビジネス領域を切り拓き、事業ポートフォリオのフロンティアを拡大し続ける企業グループを目指して、計画に掲げたビジネス戦略・マネジメント戦略を着実に遂行いたしました。

2020年度における中期経営計画の遂行状況は次のとおりであります。

【ビジネス戦略】

中期経営計画「Frontier Expansion 2021」のビジネス戦略を着実に実行するため、不動産やエネルギー・環境など成長ドライバーとなる戦略分野に経営資源を積極的に投入することで、事業領域の拡大を進めるとともに、収益性の高い事業ポートフォリオの構築に取り組みました。

不動産分野では、大型ショッピングセンターや介護施設など、多様な用途の物件を対象とした取組を進めるとともに、有力デベロッパーとの協働を推進し、中期経営計画で設定した営業資産残高の最終年度目標を前倒しで達成しました。

エネルギー・環境分野では、脱炭素化に取り組むお客様に対して、初期投資なく再生可能エネルギーを導入できる「グリーン電力供給サービス」の提供を開始するなど、気候変動問題の解決に資するサービスメニューの拡充に努めました。また、環境省が推進する「ゼロカーボンシティ」の取組を後押しする当社グループ独自のファイナンスプログラム「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」をスタートさせ、地域における脱炭素化をサポートしております。

医療・福祉分野では、持続的かつ安定的な介護サービスを実現するため、様々な課題を抱える中小介護事業者の事業運営を支援する枠組みの構築を進めました。また、非対面・非接触というニーズの高まりに対応し、診療・介護報酬債権早期支払サービス「ＦＰＳメディカル」をオンラインで利用可能な専用ＷＥＢサイト「Medicare in」を開設いたしました。

航空機分野では、航空旅客需要の低下を踏まえ、航空機リースの新規取組については慎重な姿勢で臨みながらも、航空機関連のベンチャー企業との資本業務提携や退役航空機の部品を販売するパーツアウト事業に取り組むことで、事業領域の拡大を図りました。

海外分野では、台湾現地法人の設立やタイ拠点の再編など、積極的なビジネス展開に向けて海外ネットワークを拡充いたしました。

ＢＰＯ（※）分野では、働き方改革の推進やテレワークの拡大等に伴うＢＰＯニーズの高まりに対応するため、グループ間の連携体制を強化し、顧客基盤の拡充に取り組みました。

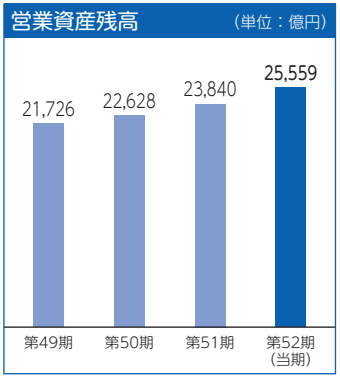
モビリティビジネス分野では、2020年4月に連結子会社化したヤマトリース株式会社との早期のグループシナジー発揮に向けた連携営業を進めるとともに、車両・物流関連事業者との協働に向けて多面的なアプローチを実施いたしました。

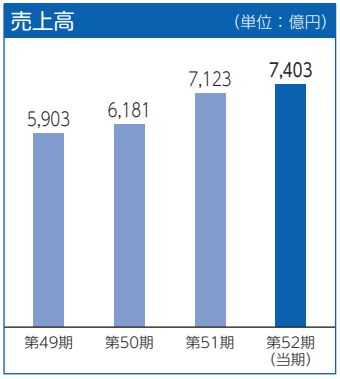
※ＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）は、お客様の業務の効率化や経営資源の集中などを目的に、一部業務処理を受託する事業です。

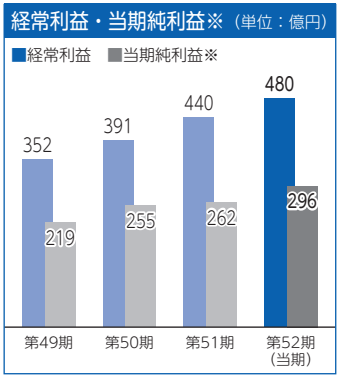
【マネジメント戦略】
　マネジメント戦略では、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、テレワーク環境の整備に向けたITインフラの拡充を進めるなど、持続可能な事業推進体制を構築いたしました。
　資金調達では、ＥＳＧ目標の達成状況に応じて条件が変動するサステナビリティ・リンク・ボンド並びにサステナビリティ・リンク・ローンによる調達にも積極的に取り組むなど、調達手段の多様化を図りました。
　また、ＣＳＶ（Creating Shared Value：共有価値の創造）経営の実現に向けてＣＳＶ推進委員会を新たに立ち上げるとともに、社員一人ひとりが基本的な考え方を理解し、グループ全体のＣＳＶ推進に向けた意識の定着化を図るための取組を進めました。

　以上のことから、当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

　当連結会計年度の契約実行高は前年度比1.2％減少の１兆3,438億８千２百万円となり、当連結会計年度末の営業資産残高（割賦未実現利益控除後）は前連結会計年度末比1,718億６千５百万円（7.2％）増加して２兆5,558億５千７百万円となりました。
　損益面では、売上高は前年度比3.9％増加の7,402億６千３百万円、営業利益は前年度比7.6％増加の445億５千５百万円、経常利益は前年度比9.0％増加の479億９千６百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比12.9％増加の295億６千６百万円となりました。







※親会社株主に帰属する当期純利益

③　セグメントの業績

当連結会計年度におけるセグメントの業績は次のとおりであります。

［リース及び割賦］

リース及び割賦の契約実行高は前年度比16.3％減少して4,855億５千４百万円となり、営業資産残高は前連結会計年度末比6.2％増加して１兆7,968億３千６百万円となりました。リース及び割賦の売上高は前年度比2.4％増加して5,417億１千８百万円となり、セグメント利益は前年度比0.5％増加して333億３百万円となりました。

［ファイナンス］

ファイナンスの契約実行高は前年度比8.6％増加して8,463億４千１百万円となり、営業資産残高は前連結会計年度末比9.0％増加して7,257億４千５百万円となりました。ファイナンスの売上高は前年度比28.8％増加して205億８千８百万円となり、セグメント利益は前年度比35.1％増加して153億３百万円となりました。

［その他］

その他の契約実行高は前年度比118億２千３百万円増加して119億８千６百万円となり、営業資産残高は前連結会計年度末比26.1％増加して332億７千６百万円となりました。その他の売上高は前年度比6.2％増加して1,779億５千６百万円となり、セグメント利益は前年度比5.1％減少して87億８千６百万円となりました。

⑵ 企業集団の対処すべき課題

① 経営理念

当社グループは、次の４つを恒久的な経営理念として掲げ、その実現に努めております。

・リース事業を通じて企業活動をサポートし、社会の発展に貢献する。
・顧客第一主義に徹し、最高のサービスを提供する。
・創造と革新を追求し、株主・市場から評価される企業を目指す。
・自ら考え積極的に行動する社員を育て、働き甲斐のある職場を創る。

② 中期的な経営方針・戦略

今後の経済見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き経済活動が抑制され、不透明な状況が続くものと予測しております。

このような状況の下、当社グループは、コーポレートスローガンである『前例のない場所へ。』の実践を通じた新しいビジネス領域やビジネスモデルへのたゆまぬ挑戦により事業ポートフォリオのフロンティアを拡大し、国内リース事業を取り巻く環境が大きく変化していく中でも力強く持続的に成長する企業グループを目指してまいります。

中期経営計画「Frontier Expansion 2021」の最終年度となる2021年度は、計画で掲げている3つの戦略、『戦略分野の選択と集中』、『フロンティアへの挑戦』、『グループシナジーの追求』を軸として、【ビジネス戦略】及び【マネジメント戦略】を着実に推進することで、計画の完遂と経営目標の達成に向けて取り組んでまいります。

【ビジネス戦略】

1　戦略分野の選択と集中

最も成長が期待できる６つの「戦略分野」に経営資源を集中的に投入することで、持続的な利益成長を実現します。不動産、エネルギー・環境などの良質な営業資産を積み上げつつ、新領域であるＢＰＯやモビリティビジネスをはじめとした収益性の高い事業領域を拡大させることで、ＲＯＡの向上を図ってまいります。

「コア分野」においては、顧客基盤の維持・拡大により、当社グループの強みを維持・強化してまいります。

［戦略分野］	［コア分野］
・不動産	・国内コーポレート（※２）
・エネルギー・環境	・ベンダーリース
・医療・福祉	・ファイナンス
・航空機	
・海外	
・新領域（※１）	

※１　新領域は、ＢＰＯやモビリティビジネスをはじめとした新規事業やビジネス領域の拡大など新しい取組となるビジネスの総称であります。

※２　国内コーポレートは、グループ各社の国内法人のお客様を中心としたビジネス分野を表しております。

2　フロンティアへの挑戦

中期経営計画の最終年度として、これまでに種まきを行い、育成してきた、ＢＰＯやモビリティビジネスなど「新領域」のビジネスを、新たな利益成長のドライバーとして強化してまいります。

また、気候変動問題や医療・福祉の充実、企業の生産性の向上といった社会課題に対して、「ＣＳＶ」の考え方を更に推し進め、新たな事業領域を拡大してまいります。

さらには、持続可能な社会づくりに貢献するため、様々な「モノ」を扱うリース会社として、サーキュラー・エコノミー（※）の実現に向けた新たなビジネスモデルの構築も進めてまいります。

※製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済システムを指します。

3　グループシナジーの追求
　グループ各社が持つ商品・サービスを有機的に結び付け、グループベースのビジネス展開を加速させることで、お客様の多様なニーズに応じたソリューションを柔軟かつ迅速に提供するとともに、従来の枠組みを超えた新たな事業領域を拡大し、グループシナジーの最大化を図ってまいります。

【マネジメント戦略】
　ビジネス戦略を支える経営基盤の強化戦略として、次のマネジメント戦略を推進してまいります。
1　フロンティア拡大に伴う新たなリスクへの対応力強化
2　コーポレート機能強化及び生産性向上
3　グループ力発揮のためのガバナンス体制の強化

　引き続き新型コロナウイルス感染防止に取り組むとともに、不透明な事業環境下において多様化するリスクに適切に対応しつつ、企業価値の継続的な向上に取り組んでまいります。

③　目標とする経営指標
　中期経営計画「Frontier Expansion 2021」では、計画最終年度である2021年度の目標を以下のとおり設定しております。

連結経営目標	2020年度 (2021年3月期) 実績	2021年度 (2022年3月期) 目標
営業資産残高	25,559億円	25,000億円
経常利益	480億円	500億円
ＲＯＡ （営業資産経常利益率）	1.94%	2.0%

　経営目標の達成に向けて最大限努力してまいります。

　株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑶ 設備投資の状況

① 賃貸資産

当連結会計年度における新規契約に伴うオペレーティング・リース資産の取得高は、1,446億５千６百万円であります。

② その他の営業資産

当連結会計年度における新規契約に伴う太陽光発電事業用資産他の取得高は、３億１千７百万円であります。

③ 社用資産

特記すべき事項はありません。

⑷ 資金調達の状況

当連結会計年度末の調達残高は、前連結会計年度末比9.0％増加の２兆4,309億９千３百万円となりました。

（単位：百万円）

区　　分	第49期 (2018年３月期)	第50期 (2019年３月期)	第51期 (2020年３月期)	第52期 (2021年３月期) (当連結会計年度)
短期借入金	467,340	491,659	530,317	564,585
長期借入金	828,047	890,394	954,837	1,074,278
社債	110,000	125,000	170,000	221,072
コマーシャル・ペーパー	473,700	500,700	450,700	470,200
債権流動化に伴う支払債務	18,900	22,900	28,900	30,100
債権流動化に伴う長期支払債務	66,965	66,304	96,265	70,757
調達残高合計	1,964,954	2,096,958	2,231,020	2,430,993

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第49期 (2018年３月期)	第50期 (2019年３月期)	第51期 (2020年３月期)	第52期 (2021年３月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	590,318	618,119	712,330	740,263
経常利益(百万円)	35,200	39,100	44,045	47,996
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	21,944	25,515	26,187	29,566
１株当たり当期純利益　(円)	726.41	844.69	871.95	986.18
総資産(百万円)	2,430,536	2,592,981	2,752,598	2,979,285
純資産(百万円)	282,574	295,039	311,819	344,796
１株当たり純資産額　(円)	8,242.50	8,680.32	9,204.20	10,153.22

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第49期 (2018年３月期)	第50期 (2019年３月期)	第51期 (2020年３月期)	第52期 (2021年３月期) (当期)
売上高(百万円)	424,239	384,706	370,188	350,843
経常利益(百万円)	22,504	24,902	25,725	31,283
当期純利益(百万円)	15,549	17,826	16,462	21,933
１株当たり当期純利益　(円)	514.71	590.17	548.15	731.58
総資産(百万円)	1,865,146	1,971,196	2,104,065	2,326,922
純資産(百万円)	206,439	214,333	220,868	248,629
１株当たり純資産額　(円)	6,800.14	7,082.03	7,343.64	8,265.04

（注）１．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。

２．企業集団及び当社において、第50期より表示方法の変更を行っており、第49期の売上高及び総資産については、遡及処理後の数値を記載しております。

３．当社は、第50期より「株式給付信託（BBT）」を導入しております。企業集団及び当社における第50期の１株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式を含めております。また、企業集団及び当社における１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数の計算において控除する自己株式に、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式を含めております。

４．第51期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、企業集団の第50期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
芙蓉オートリース株式会社	240百万円	100.00%	リース
ヤマトリース株式会社	30百万円	60.00%	リース
シャープファイナンス株式会社	3,000百万円	65.00%	リース・信用販売 不動産賃貸・保険代理
アクリーティブ株式会社	100百万円	73.68%	アセットビジネス ソリューション
株式会社インボイス	100百万円	60.00% (60.00%)	法人向け一括請求サービス 集合住宅向けインターネットサービス
株式会社FGLグループ・ビジネスサービス	70百万円	100.00%	業務受託 保険代理
株式会社FGLグループ・マネジメントサービス	50百万円	100.00%	業務受託
株式会社芙蓉リース販売	10百万円	100.00%	リース関連業務受託
Fuyo General Lease (USA) Inc.	10,000千米ドル	100.00%	ファイナンス
Fuyo General Lease (HK) Ltd.	10,000千香港ドル 6,000千米ドル 3,745百万円	100.00%	割賦・ファイナンス
Fuyo General Lease (Asia) Pte. Ltd.	12,030千米ドル	100.00% (0.25%)	割賦・ファイナンス
芙蓉綜合融資租賃（中国）有限公司	170,724千人民元	100.00%	リース
FGL Aircraft Ireland Limited	7米ドル	100.00%	リース

（注）1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合であり、内数として表示しております。
2. ヤマトリース株式会社は、当社が2020年４月１日付で発行済株式60.00%を取得したことにより連結子会社となりました。総資産及び純資産の金額が大きく重要性があるため、当連結会計年度より重要な子会社として記載しております。
3. 株式会社ＦＧＬグループ・マネジメントサービスは、当社が2020年４月１日付で新たに設立したことにより連結子会社となりました。売上高の大部分が当社からの業務受託売上であるため、当連結会計年度より重要な子会社として記載しております。
4. 上記の重要な子会社を含め、当社の連結子会社は57社、持分法適用会社は10社となっております。
5. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

セグメント	事業内容
リース及び割賦	情報関連機器・事務用機器、産業工作機械等のリース（リース取引の満了・解約に伴う物件販売等を含む）、不動産リース及び商業設備、生産設備、病院設備等の割賦販売業務等
ファイナンス	金銭の貸付、営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用及び匿名組合組成業務等
その他	環境エネルギー関連、手数料及びＢＰＯサービス（新領域）業務等

(8) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区
支店等	札幌・東北・高崎・大宮・上野・横浜・金沢・静岡・名古屋・京都・大阪神戸・岡山・広島・福岡

② 子会社（国内）

名称	本社所在地
芙蓉オートリース株式会社	東京都千代田区
ヤマトリース株式会社	東京都豊島区
シャープファイナンス株式会社	東京都千代田区
アクリーティブ株式会社	東京都千代田区
株式会社インボイス	東京都港区
株式会社ＦＧＬグループ・ビジネスサービス	東京都千代田区
株式会社ＦＧＬグループ・マネジメントサービス	東京都千代田区
株式会社芙蓉リース販売	東京都千代田区

③ 子会社（海外）

名称	所在地
Fuyo General Lease (USA) Inc.	米国ニューヨーク
Fuyo General Lease (HK) Ltd.	中国香港特別行政区
Fuyo General Lease (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール
芙蓉綜合融資租賃（中国）有限公司	中国上海市
FGL Aircraft Ireland Limited	アイルランドダブリン

⑼ 従業員の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,637（1,443）名	221名増（461名増）

（注）１．従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．臨時従業員数には、パートタイマー及び派遣社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
759（16）名	44名増（３名増）	41.4歳	14.5年

（注）１．従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．上記従業員数のほかに、当社から他社への出向者が119名おります。
３．臨時従業員数には、パートタイマー及び派遣社員を含んでおります。

⑽ 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	360,530百万円
農林中央金庫	139,220
三井住友信託銀行株式会社	114,486
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	99,363
株式会社三井住友銀行	97,545

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

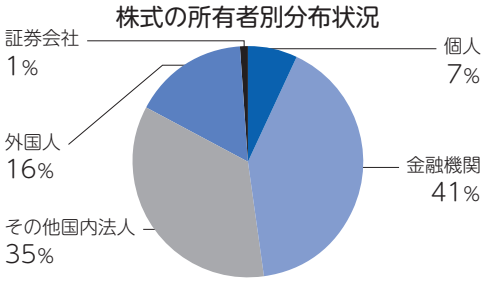
⑴　株式の状況（2021年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　100,000,000株

②　発行済株式の総数　30,287,810株

③　株主数　16,080名

④　大株主



株主名	持株数	持株比率
	株	%
ヒューリック株式会社	4,218,200	14.0
明治安田生命保険相互会社	2,690,400	8.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,512,300	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,485,000	4.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,100,800	3.7
損害保険ジャパン株式会社	1,002,400	3.3
アズビル株式会社	1,000,000	3.3
株式会社みずほ銀行	907,900	3.0
ﾋﾞｰﾋﾞｰｴｲﾁ ﾌｧﾝﾃﾞｨﾘﾃｲ ﾋﾟｭｰﾘﾀﾝ ﾌｧﾝﾃﾞｨﾘﾃｲ ｼﾘｰｽﾞ ｲﾝﾄﾘﾝｼｯｸ ｵﾎﾟﾁｭﾆﾃｲｽﾞ ﾌｧﾝﾄﾞ	600,000	2.0
株式会社ニチレイ	416,600	1.4

（注）持株比率は、自己株式（194,185株）を控除し、小数点第１位未満を四捨五入して、表示しております。自己株式には株式給付信託(BBT)が保有する当社株式は含まれておりません。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役及び監査役に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,200株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）交付対象者は退任した役員であり、交付された株式は株式給付信託（BBT)を通じて給付されたものです。

⑵　新株予約権の状況

「⑵　新株予約権の状況」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fgl.co.jp/）に掲載しております。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	佐藤　隆	
取締役社長（代表取締役）	辻田泰徳	
取締役副社長（代表取締役）	風間省三	
専務取締役	細井聡一	
専務取締役	髙田桂治	Fuyo General Lease(USA)Inc. Chairman&CEO Fuyo General Lease (HK) Ltd. Chairman Fuyo General Lease(Asia)Pte.Ltd. Director 芙蓉綜合融資租賃(中国)有限公司　董事長兼法定代表者
取締役	一色誠一	
取締役	市川秀夫	昭和電工株式会社 取締役 取締役会議長
取締役	山村雅之	東日本電信電話株式会社 相談役 一般社団法人電気通信協会 会長
常勤監査役	須田　茂	
常勤監査役	鶴田義人	
監査役	沼野輝彦	弁護士
監査役	神内昌宏	

（注）１．取締役一色誠一氏、取締役市川秀夫氏及び取締役山村雅之氏は、社外取締役であります。
２．監査役沼野輝彦氏及び監査役神内昌宏氏は、社外監査役であります。
３．監査役沼野輝彦氏は、弁護士として会社関係訴訟事件に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役鶴田義人氏は、当社の財務部門を長年にわたり担当していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役一色誠一氏、取締役市川秀夫氏及び取締役山村雅之氏並びに監査役沼野輝彦氏及び監査役神内昌宏氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
５．当事業年度中の監査役の退任
監査役髙嶌清幸氏は、2020年６月23日付で任期満了により退任いたしました。
６．責任限定契約の内容の概要
各社外取締役及び各監査役と当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令が規定する最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

7. 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員等(※)を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行につき行った行為又は不作為に起因して株主又は第三者から損害賠償請求された場合に被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用その他の対応費用等が塡補対象とされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責金額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については塡補対象としないこととしております。なお、被保険者は当該保険に係る保険料を負担しておりません。

※当社執行役員、一部の主要子会社の取締役及び監査役並びに当社が取締役又は監査役として関連会社へ派遣する当社職員を含みます。

8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2021年３月31日現在の執行役員の地位、担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	辻田泰徳	会社業務全般　監査室の所管業務
副社長執行役員	風間省三	会社業務全般補佐 ＜企画･管理部門統括、営業部門統括、グループガバナンス統括、コンプライアンス統括＞ 人事部、総務部、金融法人部、流動化推進部、営業推進第一部、営業推進第二部、営業推進第三部の各所管業務
専務執行役員	細井聡一	＜ＩＲ、情報管理統括、リスク統括＞ 経営企画部、審査部、審査第二部、融資部、財務企画部、財務部の各所管業務
専務執行役員	髙田桂治	＜海外部門統括＞ 国際業務部、国際戦略投資部、国際営業推進部、国内営業部店の各所管業務（コーポレート営業部門《正》）
常務執行役員	織田寛明	ビジネスクリエーション部、モビリティビジネス推進部、ヘルスケア・アドバイザリー部、国内営業部店の各所管業務（コーポレート営業部門《副》）
常務執行役員	中山与志利	国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	加藤勝朗	法務コンプライアンス部、事務企画部、システム企画部、システム推進部、ｅビジネス推進部、東京事務第一部、東京事務第二部の各所管業務
常務執行役員	澤田幸広	航空機企画部、国内営業部店の各所管業務

地位	氏名	担当
常務執行役員	長野克宣	国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	黒木一彦	営業企画部、ビジネスソリューション部、ビジネス資産統括部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	安藤宏明	ＢＰＯサービス推進部、国内営業部店の各所管業務（コーポレート営業部門《副》）
常務執行役員	大久保秀純	不動産企画部、不動産アセット統括部、国内営業部店の各所管業務
執行役員	安藤幸治	東京営業第一部長
執行役員	石井建志	営業推進第三部長
執行役員	村田マコト	審査第二部長
執行役員	東　幸一郎	大阪営業第一部長
執行役員	岸田勇輔	財務企画部長
執行役員	仁多見斎	東京営業第三部長
執行役員	大坪秀行	医療福祉営業部長
執行役員	高橋博	経営企画部長
執行役員	數野研二	関西駐在コーポレート機能部門（経営企画部、人事部、営業企画部）統括業務
執行役員	中村雅春	不動産企画部長
執行役員	権田正樹	コーポレート営業第一部長
執行役員	小池伸興	不動産ファイナンス営業部長
執行役員	佐々木幹	エネルギー・環境営業部長
執行役員	小平岳	上野支店長
執行役員	滝澤正一郎	審査部長
執行役員	屋島浩一	流動化推進部長

9．当事業年度末以降の執行役員の異動は、次のとおりであります。

(1)常務執行役員織田寛明氏は、2021年４月１日付で副社長執行役員に昇格いたしました。

(2)執行役員岸田勇輔氏、執行役員仁多見　斎氏、執行役員権田正樹氏、執行役員高橋　博氏及び執行役員小平　岳氏は、2021年４月１日付で常務執行役員に昇格いたしました。

(3)水口敦志氏は、2021年４月１日付で新たに常務執行役員に就任いたしました。

(4)執行役員東　幸一郎氏は、2021年４月１日付で東京営業第一部長に就任いたしました。

(5)執行役員大坪秀行氏は、2021年４月１日付でヘルスケアビジネス推進部長に就任いたしました。

(6)執行役員中村雅春氏は、2021年４月１日付でグループ監査部長に就任いたしました。

(7)椎葉博正氏、古田雅也氏、小林教男氏及び本下裕之氏は、2021年４月１日付で新たに執行役員に就任いたしました。

(8)常務執行役員中山与志利氏、常務執行役員長野克宣氏、執行役員安藤幸治氏及び執行役員滝澤正一郎氏は、2021年３月31日付で退任いたしました。

10. 2021年４月１日付で、次の組織改編を行っております。
(1)「ヘルスケアビジネス推進部」「戦略財務プロジェクトチーム」を新設いたしました。
(2)「不動産ファイナンス営業第二部」を「ウエルスマネジメント推進部」に「監査室」を「グループ監査部」に「大阪事務室」を「大阪事務部」に組織改編いたしました。
(3)「法務コンプライアンス部」を「グループ法務コンプライアンス部」に改称いたしました。
11. 上記の人事異動及び組織改編に伴い、2021年５月17日現在の執行役員の地位、担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	辻田泰徳	会社業務全般　グループ監査部の所管業務
副社長執行役員	風間省三	会社業務全般補佐 人事部、総務部、金融法人部、ウエルスマネジメント推進部の各所管業務
副社長執行役員	織田寛明	＜営業部門統括＞ ビジネスクリエーション部、営業推進第一部、営業推進第二部、営業推進第三部、国内営業部店の各所管業務
専務執行役員	細井聡一	＜企画・管理部門統括、ＩＲ、情報管理統括、リスク統括、グループガバナンス統括、コンプライアンス統括＞
専務執行役員	髙田桂治	＜海外部門統括＞ 国際業務部、国際戦略投資部、国際営業推進部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	加藤勝朗	事務企画部、システム企画部、システム推進部、ｅビジネス推進部、東京事務第一部、東京事務第二部、大阪事務部の各所管業務
常務執行役員	澤田幸広	航空機企画部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	黒木一彦	営業企画部、ビジネスソリューション部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	安藤宏明	ビジネス資産統括部、ＢＰＯサービス推進部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	大久保秀純	不動産企画部、不動産アセット統括部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	水口敦志	モビリティビジネス推進部、ヘルスケアビジネス推進部、ヘルスケアアドバイザリー部、国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	岸田勇輔	＜次期中期経営計画統括＞ 経営企画部、財務部、戦略財務プロジェクトチーム、財務企画部、流動化推進部の各所管業務
常務執行役員	仁多見斎	国内営業部店の各所管業務

地位	氏名	担当
常務執行役員	権田　正樹	国内営業部店の各所管業務
常務執行役員	高橋　博	グループ法務コンプライアンス部、審査部、審査第二部、融資部の各所管業務
常務執行役員	小平　岳	国内営業部店の各所管業務
執行役員	石井　建志	営業推進第三部長
執行役員	村田　マコト	審査第二部長
執行役員	東　幸一郎	東京営業第一部長
執行役員	大坪　秀行	ヘルスケアビジネス推進部長
執行役員	數野　研二	関西駐在コーポレート機能部門統括業務
執行役員	中村　雅春	グループ監査部長
執行役員	小池　伸興	不動産ファイナンス営業部長
執行役員	佐々木　幹	エネルギー・環境営業部長
執行役員	屋島　浩一	流動化推進部長
執行役員	椎葉　博正	ビジネスクリエーション部長
執行役員	古田　雅也	大阪営業第一部長
執行役員	小林　教男	Fuyo General Lease(HK) Ltd. Managing Director Fuyo General Lease(Asia)Pte.Ltd. Managing Director 台灣芙蓉總合租賃股份有限公司　董事　総経理 Fuyo General Lease　(Thailand)Co.,Ltd. Director & C.E.O
執行役員	本下　裕之	不動産リース営業第二部長

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の決定方法を取締役会の決議により定めております。当社は、取締役の報酬と会社業績及び株主価値との連動性を高めることにより業績の向上及び株価上昇への意欲や士気を高め、「安定した業績と成長を確保し、企業価値を高めていく」という企業目標の達成を推進する報酬体系としております。取締役の個人別の報酬決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、固定報酬として支給する基本報酬の他に変動報酬として業績連動報酬及び株式報酬を導入しております。各報酬の割合につきましては、上場企業における平均的な割合を踏まえ、基本報酬１に対して変動報酬の割合を0.6とし、変動報酬の内訳は、業績連動報酬と株式報酬の割合を５：７とし、中長期インセンティブの比率を高めております。

基本報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、当社従業員報酬や役員報酬の世間一般的な水準及び会社の経営状態を参考にして、役位に応じて個人別の基本報酬額を定めることの適切性・妥当性について、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定しております。なお、基本報酬は、会社の業績その他の理由により、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで取締役会の決議により臨時に減額することがあります。
業績連動報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、役位に応じて基本報酬の年額相当額の20%～30%を基準額とし、当社が別途定める役員業績連動報酬規程に従い、支給日の前事業年度の会社の連結業績、各人の会社業績への貢献度、中長期的な経営課題等への取組状況等に応じて基準額の0～200%の範囲内において、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会の決議により支給額を決定しております。会社の連結業績等の適用指標に連動する部分（以下、「適用指標連動部分」という）と取締役各人の個人評価を反映する部分（以下、「個人評価反映部分」という）の２つで構成されており、役位別にその構成割合を定めております。「適用指標連動部分」は営業資産残高、経常利益等より算定し、「個人評価反映部分」は担当所管業務の業績等及び定性評価により取締役社長がこれを決定しております。なお、業績連動報酬は、取締役が会社に対して多大な不利益を与えた場合や病気療養等などの事情により長期休職中の場合等は、減額又は不支給とすることがあります。
株式報酬は、「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board　Benefit　Trust））」を導入しており、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会において決議された役員株式給付規程に基づき、取締役が受給要件を満たして退任した場合は、当該退任日に役位並びに任期に応じて本信託が取得した当社株式の給付を受ける権利を取得します。取締役が株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないものとしております。なお、監督職である社外取締役及び監査役につきましては、業績連動報酬や株式報酬の考え方が馴染みにくいため、固定報酬のみとしております。また、監査役についても会社の業績その他の理由により監査役の協議により臨時に減額することがあります。
これらの決定方針については、当社の役員報酬規則等の規程類において規定され、これらの規程類に基づいて取締役の個人別の報酬等が決定されるものであり、また、具体的な決定にあたっては指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経るものであることから、当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は、これに係る決定方針に沿うものと判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役の金銭報酬の額は、2008年６月25日開催の第39期定時株主総会において基本報酬については年額360百万円以内、業績連動報酬（年次賞与）については年額140百万円以内（社外取締役を除く）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち、社外取締役１名）であります。取締役の株式報酬については2018年６月22日開催の第49期定時株主総会におきまして、３事業年度ごとを対象期間とする信託への拠出額の上限を360百万円（1事業年度あたり年額120百万円）とし、取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数（1ポイント＝当社普通株式1株に換算）は38,000ポイント以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は６名であります。監査役の金銭報酬の額は2004年6月24日開催の第35期定時株主総会において月額８百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
当社の取締役の個人別報酬額については、経営の最高責任者として各部門の業務活動を指導統制し、各部門を担当する取締役の評価を行う取締役社長 辻田泰徳が、取締役会決議に基づき、各取締役に支給する業績連動報酬の額及び支給時期に関する具体的内容の決定について委任を受けております。当該権限が適切に行使されるよう、業績連動報酬の評価方法の適切性及び算定された報酬額の適正性について指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役社長が各取締役に支給する業績連動報酬の額及び支給時期を決定するものであり、当社取締役会は、その決定内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものと判断しております。

二．取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の内訳			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	324百万円 (36百万円)	208百万円 (36百万円)	48百万円 (—)	66百万円 (—)	9人 (3人)
監査役 （うち社外監査役）	66百万円 (21百万円)	66百万円 (21百万円)	— (—)	— (—)	5人 (2人)

（注）1．業績連動報酬の算定方法等

業績連動報酬等の額の算定の基礎となる業績指標は、現中期経営計画の重要な業績評価指標である「連結営業資産残高」「連結経常利益」「連結ＲＯＡ」としております。

[業績連動報酬の算定方法]

業績連動報酬額＝役位ごとの支給基準額×業績連動支給係数

※業績連動支給係数は「連結営業資産残高」「連結経常利益」「連結ＲＯＡ」各々の計画対比達成率及び前年同期対比率の組み合わせにより算定し、0~200%の範囲内において、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、専務以下の取締役については担当所管業務の業績等及び定性評価を加味し、取締役社長が決定した個人評価も反映しております。

	前年同期	計画値	実績値
連結営業資産残高	23,840億円	25,920億円	25,559億円
連結経常利益	440億円	450億円	480億円
連結ＲＯＡ	1.90%	1.80%	1.94%

2．非金銭報酬の内容等

非金銭報酬等は株式報酬として株式給付信託（BBT）を導入しており、役員株式給付規程に従い、原則として取締役の退任時に信託を通じて当社株式を給付します。給付される株式数は任期毎（原則として株主総会日ごと）に付与された役位ポイント数（1ポイント＝当社普通株式1株に換算）の合計となります。

③　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況及び当社との関係

A．重要な兼職の状況は、「①取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）」に記載のとおりであります。

B．当社と他の重要な兼職先各社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　一　色　誠　一	取締役会に12回開催中12回出席し、我が国を代表する企業の代表取締役としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に２回開催中２回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
取締役　市　川　秀　夫	取締役会に12回開催中12回出席し、我が国を代表する企業の代表取締役としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に２回開催中２回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
取締役　山　村　雅　之	取締役会に12回開催中12回出席し、我が国を代表する企業の代表取締役としての豊富な経験などを踏まえ、幅広い見地から議案に対し適宜質問、助言を行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会に２回開催中２回出席し、役員の指名及び報酬等に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
監査役　沼　野　輝　彦	取締役会に12回開催中12回出席、監査役会に11回開催中11回出席し、法律の専門家としての豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役　神　内　昌　宏	取締役会に12回開催中12回出席、監査役会に11回開催中11回出席し、我が国を代表する損害保険会社の役員や企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、適宜発言を行っております。

ハ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

一色誠一氏、市川秀夫氏及び山村雅之氏からは、取締役会及び指名・報酬等諮問委員会において、経営陣・主要な株主から独立した立場で、事業環境・リスク判断等の観点から当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に資する適切な助言をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	82	12
連結子会社	74	－
計	157	12

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社は、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。
3．当社の重要な子会社であるヤマトリース株式会社他６社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意をした理由

監査役会は社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等の必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務執行その他の状況等を考慮し、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを審議いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

[体制の概要]

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖（もと）ることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針とし、当社の倫理綱領である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を定めている。

「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」に基づいた、規程・手続・マニュアルの制定、従業員の教育研修、内部通報制度の拡充等を通じて遵守体制を整備するとともに、取締役会及び監査役会による監督、監査役、会計監査人及び当社監査室による監査を通じて取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を維持する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、定款、「経営会議規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書を作成し、定められた期間保存することにより取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しており、この体制を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」において管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、レピュテーションリスク及びその他のリスクに区分し、各リスク管理の基本方針に定める体制・方法によりリスクの特性や重要性に応じた管理を実施している。

この他、非常災害の発生に備えた「緊急時対策規程」、情報管理に関わる「秘密情報管理規程」等を制定して損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しているが、経営環境の変化に伴い発生する様々なリスクに適時適切に対応するため、リスク管理体制の強化に継続して取り組む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制による業務分掌の明確化、「職務権限規程」に基づく職務権限の委譲、中期経営計画に基づく計画管理及び予算統制を実施することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築しており、今後も予算統制等によるPDCAサイクルの充実を図り、効率的な体制を維持し、向上させる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を共有し、各社の事業特性を踏まえてグループ一体となった経営を行う。

当社は、すべての子会社に取締役を派遣しており、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の経営状況、業務遂行につき承認又は報告を求めるなどの管理・統制を実施することで、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を維持している。

各子会社における自律的な内部統制を基本としつつ、当社は主要子会社について監査室による業務監査を定期的に実施するほか、子会社の業務内容等に応じてコンプライアンス、リスク管理、効率化に必要な支援・指導を実施することにより、改善を図る。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、財務報告の信頼性、すなわち財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。内部統制に何らかの不備が発見された場合には、必要に応じて改善を図り、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備・維持する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

当社は、監査役を補助する従業員（以下、監査役補助使用人）について、監査室との兼務発令によって配置する。

⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助使用人について取締役からの独立性を確保し、監査役から指示された職務の実効性を担保するため、監査役補助使用人は直接監査役の指揮命令下で監査役補助使用人業務を行うものとし、同業務については取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役補助使用人に対する人事異動・人事考課・懲戒処分を行う際には、あらかじめ監査役会に対し意見を聴取した上で実施・決定する。

⑨　当社監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役、執行役員及び従業員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役、執行役員及び従業員は、監査役会又は監査役に対し (1)当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実 (2)取締役、執行役員及び従業員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨 (3)その他、法令及び監査役会又は監査役が求めた事項について報告を行う。

ロ．子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社の監査役が職務の執行に必要として求めた場合、速やかに当社の監査役に報告する。当社の監査役は、当社及び子会社の監査役等で構成するグループ監査役等会議を定期的に開催して監査結果の報告を受け、情報の共有を図る。

また、グループ内部通報制度については、通報窓口に当社の監査役を追加するほか、他の窓口に通報された場合も当社の監査役に適切に報告されるよう、情報ルートを整備する。

⑩　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が前項の報告をしたことを理由として不利な扱いを行わない。また、内部通報取扱規程においても、監査役への通報者又は報告者の保護を明記する。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び経営会議等への出席、経営者との定期的なディスカッションの実施、重要稟議の回付、監査室からの業務監査結果の報告などにより、監査役が当社における業務執行の状況を常時把握できる環境を提供することで監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を維持し、必要に応じて体制の充実を図る。

⑬　反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社は、「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを宣言するとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けたコンプライアンス規程・対応マニュアルの制定、従業員に対する教育研修の実施、警察当局との連携等、組織的な対応を実施している。

今後も反社会的勢力との関係を遮断するための体制を維持し、対応の徹底を図る。

[運用状況の概要]

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに関する取組の状況

当社は、年間のコンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス体制の維持・充実を図るとともに、コンプライアンス・プログラムの実施結果を年２回取締役会に報告しております。

②　損失の危険の管理に関する取組の状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクや所管部等を定め、多様なリスクに対してのマネジメント体制を構築しております。これらのリスクに関する状況については、それぞれ最低年２回以上経営会議へ報告が行われており、マネジメント体制の維持・改善に努めております。

また、緊急時対応として、役職員を対象とする防災訓練や安否確認訓練等を定期的に実施し、非常災害時への体制の維持・強化に取り組んでおります。

③　職務執行の効率性の確保に関する取組の状況

当社は、執行役員制度を導入しており、「職務権限規程」等に基づき効率的な業務遂行を行っております。

また、当社は、中期経営計画に基づき、年度経営計画を策定のうえ、具体的な実行計画として各部室店の年次計画を策定し、管掌役員のＰＤＣＡによる進捗管理のもと実行・推進しております。

さらに、取締役会での審議が十分かつ効率的に行われるよう、社外取締役・社外監査役に対する事前説明会を実施しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組の状況

当社は、当事業年度においてコンプライアンス委員会を年４回開催し、グループ各社のコンプライアンスに関する事項について情報交換・審議等を行いました。

また、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する所定の重要な事項について、当社の承認・当社への報告等を行う体制を構築しております。

当事業年度においては、連結子会社化したヤマトリース株式会社について、当社の監査部門、経営管理主管部室、リスク所管部にて、内部管理体制の構築・運用状況に重大な問題がないことを実地、書面、インタビュー等により確認するとともに、当社グループ化に伴う課題を洗い出し、対応を行っております。

さらに、当社監査室は、当事業年度中に主要な国内子会社６社、海外子会社４社に対して定期監査を実施いたしました。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する取組の状況

当社は、社外監査役２名を含む監査役４名で構成される監査役会において、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。また、監査役による取締役会等の重要会議への出席や各種重要書類等の閲覧により、監査の実効性を確保しております。

なお、代表取締役との定期的な面談、年10回程度の会計監査人との会合、年２回の社外取締役との意見交換等を通じて、監査役監査の充実を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,108,637**	**流動負債**	**1,538,089**
現金及び預金	98,926	支払手形及び買掛金	33,027
割賦債権	84,545	短期借入金	564,585
リース債権及びリース投資資産	1,080,797	1年内償還予定の社債	30,000
営業貸付金	306,635	1年内返済予定の長期借入金	308,274
その他の営業貸付債権	117,660	コマーシャル・ペーパー	470,200
営業投資有価証券	283,209	債権流動化に伴う支払債務	30,100
その他の営業資産	19,011	1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	32,117
賃貸料等未収入金	29,604	リース債務	14,977
その他	91,294	未払法人税等	9,974
貸倒引当金	△3,047	割賦未実現利益	1,046
固定資産	**869,323**	賞与引当金	2,265
有形固定資産	**677,379**	役員賞与引当金	180
賃貸資産	640,440	役員株式給付引当金	49
賃貸資産	632,299	未経過リース料引当金	3
賃貸資産前渡金	8,140	債務保証損失引当金	39
その他の営業資産	33,276	資産除去債務	90
社用資産	3,662	その他	41,157
無形固定資産	**28,699**	**固定負債**	**1,096,398**
賃貸資産	240	社債	191,072
その他の無形固定資産	28,459	長期借入金	766,003
のれん	20,718	債権流動化に伴う長期支払債務	38,640
その他	7,741	リース債務	755
投資その他の資産	**163,244**	繰延税金負債	20,772
投資有価証券	112,838	退職給付に係る負債	1,302
破産更生債権等	558	役員退職慰労引当金	129
退職給付に係る資産	64	役員株式給付引当金	388
繰延税金資産	2,620	メンテナンス引当金	570
その他	47,450	債務保証損失引当金	554
貸倒引当金	△287	資産除去債務	2,568
繰延資産	**1,323**	その他	73,639
創立費	1	負債合計	2,634,488
開業費	1,322	**純資産の部**	
		株主資本	**266,138**
		資本金	10,532
		資本剰余金	6,197
		利益剰余金	251,320
		自己株式	△1,912
		その他の包括利益累計額	**38,427**
		その他有価証券評価差額金	44,833
		繰延ヘッジ損益	△2,656
		為替換算調整勘定	△3,698
		退職給付に係る調整累計額	△50
		新株予約権	**704**
		非支配株主持分	**39,527**
		純資産合計	344,796
資産合計	2,979,285	負債純資産合計	2,979,285

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		740,263
売上原価		657,519
売上総利益		82,744
販売費及び一般管理費		38,188
営業利益		44,555
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	2,009	
投資事業組合運用益	249	
持分法による投資利益	1,684	
償却債権取立益	96	
債務保証損失引当金戻入額	187	
その他	468	4,734
営業外費用		
支払利息	677	
社債発行費	33	
為替差損	93	
投資事業組合運用損	163	
匿名組合損益分配額	281	
その他	43	1,292
経常利益		47,996
特別利益		
投資有価証券売却益	2	
補助金収入	727	730
特別損失		
投資有価証券評価損	1	
減損損失	1	
固定資産処分損	35	
固定資産圧縮損	727	765
税金等調整前当期純利益		47,960
法人税、住民税及び事業税	15,216	
法人税等調整額	△130	15,086
当期純利益		32,874
非支配株主に帰属する当期純利益		3,307
親会社株主に帰属する当期純利益		29,566

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,516,138**	**流動負債**	**1,149,299**
現金及び預金	49,332	支払手形	844
割賦債権	65,416	買掛金	7,326
リース債権	169,508	短期借入金	395,005
リース投資資産	505,677	1年内償還予定の社債	30,000
営業貸付金	213,936	1年内返済予定の長期借入金	235,313
その他の営業貸付債権	48,779	コマーシャル・ペーパー	389,200
営業投資有価証券	283,209	債権流動化に伴う支払債務	30,100
その他の営業資産	17,059	1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	22,114
賃貸料等未収入金	7,806	リース債務	9,760
前払費用	4,727	未払金	1,501
未収収益	803	未払費用	2,252
関係会社短期貸付金	99,447	未払法人税等	6,396
その他	50,791	賃貸料等前受金	5,738
貸倒引当金	△358	預り金	7,928
固定資産	**810,783**	前受収益	370
有形固定資産	**429,706**	割賦未実現利益	869
賃貸資産	427,354	賞与引当金	1,198
賃貸資産	419,213	役員賞与引当金	151
賃貸資産前渡金	8,140	役員株式給付引当金	49
社用資産	2,351	債務保証損失引当金	9
建物	976	資産除去債務	89
器具備品	338	その他	3,078
土地	18	**固定負債**	**928,992**
リース賃借資産	1,018	社債	191,072
無形固定資産	**2,633**	長期借入金	591,963
賃貸資産	241	債権流動化に伴う長期支払債務	55,489
賃貸資産	241	リース債務	723
その他の無形固定資産	2,391	繰延税金負債	17,690
借地権	51	退職給付引当金	451
ソフトウェア	2,304	役員株式給付引当金	388
電話加入権	34	債務保証損失引当金	4
投資その他の資産	**378,443**	預り保証金	68,815
投資有価証券	82,899	資産除去債務	1,372
関係会社株式	155,370	その他	1,021
その他の関係会社有価証券	21,841	負債合計	2,078,292
従業員に対する長期貸付金	3	**純資産の部**	
関係会社長期貸付金	79,104	**株主資本**	**203,265**
破産更生債権等	60	**資本金**	**10,532**
長期前払費用	2,563	**資本剰余金**	**10,416**
差入保証金	36,416	資本準備金	10,416
その他	191	**利益剰余金**	**184,229**
貸倒引当金	△7	利益準備金	10
		その他利益剰余金	184,219
		オープンイノベーション促進積立金	100
		別途積立金	105,979
		繰越利益剰余金	78,139
		自己株式	**△1,912**
		評価・換算差額等	**44,660**
		その他有価証券評価差額金	44,788
		繰延ヘッジ損益	△128
		新株予約権	**704**
		純資産合計	**248,629**
資産合計	**2,326,922**	**負債純資産合計**	**2,326,922**

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
リース売上高	298,828	
割賦売上高	29,442	
ファイナンス収益	18,121	
その他の売上高	4,452	350,843
売上原価		
リース原価	269,074	
割賦原価	27,847	
資金原価	7,134	
その他の売上原価	2,288	306,344
売上総利益		44,499
販売費及び一般管理費		15,830
営業利益		28,668
営業外収益		
有価証券利息	5	
受取配当金	3,196	
投資事業組合運用益	174	
償却債権取立益	3	
その他	124	3,503
営業外費用		
支払利息	672	
社債発行費	33	
為替差損	16	
投資事業組合運用損	163	
その他	2	888
経常利益		31,283
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
関係会社株式評価損	79	
固定資産処分損	12	91
税引前当期純利益		31,192
法人税、住民税及び事業税	9,962	
法人税等調整額	△703	9,258
当期純利益		21,933

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１３日

芙蓉総合リース株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　宏　和　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　桐　　徹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、芙蓉総合リース株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芙蓉総合リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月１３日

芙蓉総合リース株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　宏　和　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　桐　　徹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、芙蓉総合リース株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第５２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第５２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画（監査方針、監査実施計画、業務分担）等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて資料の提出や説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備・充実に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び海外現地法人を含む主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに財務報告に係る内部統制について、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２１年5月１７日

芙蓉総合リース株式会社　監査役会

常勤監査役　須田　茂　㊞

常勤監査役　鶴田　義人　㊞

社外監査役　沼野　輝彦　㊞

社外監査役　神内　昌宏　㊞

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都千代田区麹町一丁目６番４号
住友不動産半蔵門駅前ビル２階　「ベルサール半蔵門」



最寄駅　東京メトロ　半蔵門線　「半蔵門駅」　３ｂ出口　直結
有楽町線　「麹町駅」　３番出口　徒歩約５分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本株主総会にご出席される株主様は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME
出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。